

## 特記仕様書

1. 件名 須和田の丘支援学校スクールバス賃貸借 その2
2. 賃貸借期間 令和9年9月1日から令和15年8月31日（72ヵ月分）
3. 賃貸借物件 マイクロバス 4台
4. 納入期限 令和9年8月31日
5. 納入場所 市川市須和田2丁目34番1号 市川市立須和田の丘支援学校
6. 担当課 市川市教育委員会 教育振興部 教育総務課  
(市川市南八幡2丁目20番2号)

7. マイクロバス規格・仕様・装備 下記要件を満たすマイクロバス

(想定車両：トヨタ「コースター」、日産「シビリアン」、日野「リエッセⅡ」、三菱ふそう「ローザ」)

No.	規格・仕様・装備等
1	排出ガス規制適合車（国土交通省基準適合） ディーゼル車
2	全長 7m以下
3	全幅 2.1m以下
4	全高 3.1m以下
5	ホイールベース 4m以下
6	6速AT 又は 6AMT
7	フォグランプ有
8	座席数 21人以上（補助席を除く席数） 別途、補助席を備えること
9	座席上部に、救急箱や毛布等を収納できる大きさの荷物棚（ラック等） ※片側のみも可とする
10	3点式シートベルト（補助席含む）
11	窓は以下①②のいずれかとし、座席側面および背部の窓にはガラス飛散防止フィルムを貼付するなど安全対策を講じること ① 色（黒・グレー系）付きの強化ガラス ② 色（黒・グレー系）付きのフィルム等を貼付した透明の強化ガラス
12	シートはビニール素材か、布製の場合は透明のビニールカバー等で覆うこと
13	後退ブザー 音声で「バックします」と音の出るもの
14	扉は折戸（オート）とする。 ※ 自動ドアでエンジンを切った後は、手動で開けることができるもの オート・手動の切り替えレバーがあるもの
15	昇降口のステップは、2～3段のもの ※ ステップ右手にある手すりにカバーや網等をつけること (ステップ後ろに着席した生徒が、足等を投げ出さないようにするため)
16	乗降口の左右の手すりを斜めに設置しているもの
17	バックモニター
18	乗降注意灯
19	名入れ黒文字（「市川市立須和田の丘支援学校」） 側面2箇所 ※ 1文字の大きさは、15cm×15cm程度
20	車体の前面、両側面、後面の計4面に、スクールバスマークを表示すること (法定準拠)

2 1	純正ナビゲーション ※テレビが視聴できないようアンテナレスとすること。
2 2	放送設備一式 スピーカー 2 基、マイク 1 基
2 3	クーラー・ヒーター等車内冷暖房設備
2 4	時計（運転席上部に設置し、後方から見える位置に設置すること）
2 5	リアウィンドー 熱線入
2 6	リアワイパー
2 7	三角表示板
2 8	車輪止め
2 9	消火器
3 0	タイヤチェーン（はしご型）
3 1	工具
3 2	運転席用フロアマット
3 3	タイヤ（ラジアルタイヤ）
3 4	ルームミラー・バックミラー
3 5	運転席の背面から運転席に向かって手を出せないよう、運転席背部に H ポールを設置し、ネット・網等で覆うこと また、運転手の左側からも極力手を出せないよう、車内の通行や運行に支障が生じない程度に、可能な範囲で運転席左手側に回り込むようにネット・網等を延長すること
3 6	ドライブレコーダー（SD カード 32GB 以上、前方向、1 カメラ）
3 7	置き去り防止用安全装置

- ※ 車体の色は白とする。
- ※ 道路運送車両法、その他関係法令に違反しないものとする。

○ 不用装備

1	灰皿
2	ドリンクホルダー
3	冷蔵庫

8. 諸費用等

- (1) 自動車税、自動車取得税、自動車重量税、自動車損害賠償保険（強制保険）、登録諸費用は、賃貸人の負担とする。
- (2) 定期点検整備及び継続検査費用は、含まない。
- (3) 一般消耗品部品交換、バッテリー交換、タイヤ交換、オイル等油脂類の交換・補充は、含まない。

9. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、逐次、市川市と賃貸人の双方で協議の上、取り決めるものとする。
- (2) 契約の履行上疑義が生じた場合は、市川市と協議のうえ、その指示に従うこと。
- (3) 賃貸人は、暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
- (4) 納品に係る費用は賃貸人の負担とすること。
- (5) 車両等の調整を完了し、業務が行える状態で納入すること。
- (6) 梱包材等は賃貸人にて回収すること。
- (7) 学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（令和4年12月28日公布、令和5年4月1日施行）による特別支援学校の通学を目的とした自動車への安全装置の義務化に対応するため、当該車両に置き

去り防止安全装置を取り付けるものとする。なお、安全装置の用意、取り付け及び取り外しは、賃貸人が行うものとする。

10. 賃貸借期間満了後について

- (1) 賃貸借期間満了に伴う、物件の撤収費用は賃貸人が負担する。
- (2) 賃貸借期間満了時に継続した賃貸借契約（再リース契約）を締結できるものとする。